



元文科高第 6 2 4 号  
令和元年 1 0 月 3 1 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(印影印刷)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 2 項に  
基づき締結した大学間協定の認定について (通知)

この度、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 4 4 号。以下「改正法」という。)」が、令和元年 6 月 2 6 日に公布されました。また、これに伴い、学校教育法施行令の一部を改正する政令 (令和元年政令第 1 2 8 号) 等関連する政令・省令・告示が、令和 2 年 4 月 1 日以降順次施行されることとなりました。これらの法令の改正の概要及び留意事項は、令和元年 1 0 月 3 1 日元文科高第 6 2 3 号高等教育局長通知のとおりです。

今般の制度改正により、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との間で、当該課程における教育の実施等に関する協定 (以下「法曹養成連携協定」という。) を締結した場合には、文部科学大臣の認定を受けることができるようになりました。法曹養成連携協定に関する認定を受けようとする場合の手続等は、下記のとおりとしますので、遺漏のないようお取り計らいください。

また、「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン (以下「ガイドライン」という。)」 (別添) を策定しましたので、法曹養成連携協定の締結を目指して大学間協議を行う際には、これを踏まえ、適切な運用をお願いします。

記

## 1. 法曹養成連携協定の認定等

### (1) 認定について

文部科学大臣は、2. の申請書等により、認定を申請された法曹養成連携協定について、ガイドラインの2(2)①～⑧の事項が記載されていることを確認した上で、ガイドラインの3①～⑦の要件のいずれにも該当することを確認したときは、当該法曹養成連携協定が適当である旨の認定を行います。その際、認定した旨を申請者に通知するとともに、文部科学省ホームページにて、認定の日付及び法曹養成連携協定の内容を公表します。また、前述の要件に該当することが確認できないときは、当該法曹養成連携協定を認定せず、その旨を申請者に通知します。

### (2) 協定の変更に係る認定について

法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下、「連携法科大学院」という。）を設置する大学は、認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（以下「連携法」という。）第7条に基づき、あらかじめ認定の申請を行い、文部科学大臣の認定を受けなければなりません。文部科学大臣は、変更しようとする法曹養成連携協定を認定したときは、前述と同様に認定の結果を取り扱います。

### (3) 認定の取消しについて

文部科学大臣は、認定した法曹養成連携協定が、連携法第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができます。文部科学大臣は、法曹養成連携協定の認定を取り消したときは、前述と同様に認定取り消しの結果を取り扱います。

## 2. 申請書等の提出方法

(1) 法科大学院を設置する大学は、法曹養成連携協定について文部科学大臣の認定を受けようとする際は、別添の様式に基づき作成した申請書（別添様式1）及び協定書（別添様式2及び別添様式2別紙1～4）並びに申請大学の連携法科大学院に係る学校教育法第109条第6項に基づき受審した直近の認証評価の結果の抄本を3. の申請期限（消印有効）に応じて提出してください。

(2) 認定要件への適合性を確認するため、別途、付属資料として、以下の①～⑤を右肩に資料番号を付して提出してください。

①協定先の連携法曹基礎課程（以下、「法曹コース」という。）に係る学内規定

②法曹コースの教育課程（付属資料様式1参照）

③法曹コースの必修科目の学修内容と連携法科大学院の法学未修者コース1年次の学修内容の対応関係が分かる資料（付属資料様式2参照）

④法曹コースの各科目のシラバス（申請大学の法科大学院の学修内容に対応する箇所にアンダーラインを引くこと）及び申請大学の法科大学院の②に記載するシラバス

※③及び④について、対応関係が不明確な場合には、別途、資料の提出を依頼することがあります。

⑤法曹コース及び特別選抜の規模の考え方（付属資料様式3参照）

(3) 協定書及び付属資料については、その写しを下記の宛先まで郵送により10部提出してください。

【提出先】〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室法科大学院係宛て

※各様式については文部科学省ホームページにおいてダウンロードが可能です。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/houka.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/houka.htm))

### 3. 申請期限及び認定のスケジュール

令和2年度から1.の認定を受けることを希望する場合は、本年度中に以下3回の申請期限を設けますので、申請期限に応じた文部科学大臣の認定予定時期を踏まえ、申請してください。

申請期限	認定予定日
令和元年11月29日(金)	令和2年1月中
令和元年12月27日(金)	令和2年2月中
令和2年1月31日(金)	令和2年3月中

### 4. 留意事項

- (1) 申請する協定書は、申請時点で全ての内容が確定している必要があります。
- (2) ただし、内容について学内関係者の合意が形成されている状況であり、最終確定に必要な学内手続きに時間を要する場合においては、案の段階での申請を認めます。この場合、確定していない資料については、資料の最初のページに「案」と朱書きし、確定が見込まれる時期を記載してください。
- (3) 案段階で申請した場合には、内容が確定するまでは、認定することができません。
- (4) 令和3年度以降の1.の認定に係る申請及び認定のスケジュールについては、本年度末までに別途事務連絡を発出する予定ですが、年間2～3回の認定が可能となるようなスケジュールを予定しています。

#### <添付資料>

【別 添】法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン

【別 添 様 式 1】申請書

【別 添 様 式 2】法曹養成連携協定(案)

【付属資料様式1】法曹コースの教育課程

【付属資料様式2】連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表

【付属資料様式3】法曹コース及び特別選抜の規模の考え方

【付属資料様式4】協定記載事項チェック表

#### 【問合せ先】

高等教育局専門教育課専門職大学院室

電話：03-5253-4111(内線：3349)

E-mail：sen-ps@mext.go.jp